

仁多福社会法人本部 財務諸表に対する注記（令和2年度）

(1) 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券等

取引価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。

・上記以外の債券で市場価格のあるもの会計年度末における時価をもって評価する。

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具及び備品：定額法

・リース資産

ファイナンスリース取引

通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理をおこなう。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約1件あたりのリース総額300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

オペレーティングリース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

(3) 引当金の計上基準

・退職給与引当金

独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び鳥根県社会福祉協議会の退職金制度によっているため計上は行わない。

・徴収不能引当金

金銭債権のうち、徴収不能の恐れがあるものは、当該徴収不能の見込額を徴収不能引当金として計上する。

(2) 重要な会計方針の変更

該当なし

(3) 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職共済制度及び鳥根県社会福祉協議会の退職共済制度によっております。

(4) 拠点が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当拠点区分で作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。

(1) 仁多福社会法人本部拠点財務諸表 拠点区分資金収支計算書(第1号の4様式)

拠点区分事業活動計算書(第2号の4様式)、拠点区分貸借対照表(第3号の4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準 別紙4)

(5) 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

(6) 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取り崩し

該当なし

(7)担保に供している資産

該当なし

(8)固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)			0
建物			0
建物付属設備			0
構築物			0
車両運搬具	10,279,710	7,612,170	2,667,540
器具及び備品	1,171,217	1,132,499	38,718
リース資産	9,253,440	8,944,992	308,448
ソフトウェア			0
その他の固定資産			0
合計	20,704,367	17,689,661	3,014,706

(9)債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	0	0	0
未収金	100,000	0	100,000
未収補助金	0	0	0
合計	100,000	0	100,000

(10)満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

(11)重要な後発事象

該当なし

(12)その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態
を明らかにするために必要な事項

該当なし